

## 白岡市告示第234号

白岡市認知症カフェ運営実施要綱を次のように定める。

平成27年7月2日

白岡市長 小島 卓

### 白岡市認知症カフェ運営実施要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、地域の実情に応じて、認知症の人やその家族（以下「認知症の人等」という。）、地域住民等の誰もが参加し集える認知症カフェ（以下「カフェ」という。）を開設し運営することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続できるよう認知症についての正しい知識の普及啓発を行い、また、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ること、認知症の人等を支える地域づくりを推進することを目的とする。

#### (実施主体)

第2条 カフェの実施主体は白岡市とし、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

#### (事業内容)

第3条 カフェは、次に掲げる業務を行うこととする。

- (1) カフェの開設及び運営に関すること。
- (2) 認知症の人等に対する支援に関すること。
- (3) 認知症についての普及啓発に関すること。

#### (実施場所)

第4条 カフェは、白岡市内で実施し、適切な事業運営が確保できると認められる施設等において行う。

#### (運営要件)

第5条 委託事業者は、本事業を実施するに当たり、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) カフェの開催回数は、月1回以上とする。

(2) 認知症に関する相談を受けられるよう、専門職（保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士等）を1名以上置くこと。

（利用対象者）

第6条 事業の利用対象者は、認知症の人等、地域住民及び認知症に関わる専門職の者とする。

（利用料金）

第7条 事業の利用にかかる料金は、原則無料とする。ただし、食糧費その他の実費については、利用者の負担とすることができる。

（実績報告）

第8条 委託事業者は、事業実施後、30日以内に実績報告を行わなければならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年7月2日から施行する。